

2009年以降に太陽光発電で売電をしているみなさま

固定価格での買取期間が、 2019年11月以降 順次、満了します。

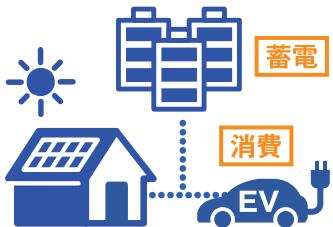
固定価格買取制度についてのお知らせ

2009年に開始された買取制度は、太陽光発電で作られた電力のうち、余剰電力が買取対象となる制度です。10年間の買取期間が設定されており、2019年以降順次、買取期間の満了をむかえることになります。

以降の余剰電力の用途（買取期間満了後の選択肢）

①自家消費

電気自動車や蓄電池・エコキュートなどと組み合わせて自家消費



蓄電
家庭用蓄電池に発電した電気を蓄え電力を増やす
消費
電気自動車の動力等に発電した電気を使う

昼間に発電して、電気製品などの電力に使用しつつ、余った電力を蓄電池に貯めることで、夜間に使用することができます。また電気自動車は充電することで、自動車の動力としてだけではなく、家庭の電気製品などの電力として使用することができます。

②相対・自由契約

小売電気事業者などに対し、相対・自由契約で余剰電力を売電



従来通り小売電気事業者などと個別に契約し、余剰電力を買い取ってもらうことができます。今後様々な事業者から発表される買取メニューをご確認いただき、買取期間の満了までに、ご自身の希望に合うプランを選択してください。

詳しい情報は裏面へ



誤った情報や、誤解を招く表現にご注意ください。

買取期間の満了に伴い、契約変更や売電に関する勧説・セールスが急増することが予想されます。誤った情報や誤解を招く表現に惑わされず、正しい情報を得ることが大切です。なお経済産業省を名乗る不審な電話にご注意ください。経済産業省からご対象者へ直接連絡することはございません。

事例1

0円買取となるため、蓄電池を付けなければ損をすることになる。



0円買取になることは
ほぼありません!



一時的に余剰電力の買手が不在(小売電気事業者と無契約での逆潮流)になると0円で引き受けるケースが生じる可能性があります。
しかし、新たな単価で売電先と契約を結ぶ限り、一般には0円買取になるケースはないと言えます。

事例2

0円買取となるため、当社と売電契約しなければ損をすることになる。



売電できる事業者は複数あり、
自家消費や蓄電の選択肢もあります!



買取期間満了後、余剰電力の買取を表明している事業者は複数あり、また電気自動車や蓄電池と組み合わせて自家消費をすることもできますので、特定の1社と売電契約をしなければ必ず損をするということはありません。

事例3

売電より、蓄電池と組み合わせて自家消費する方が絶対に得である。



売電と蓄電・自家消費は一概に比較できるものではありません!
余剰電力の売電と、蓄電池と組み合わせた自家消費のどちらがお得かは、個々のケースによって異なります。



事例4

現在買取を行う電力会社は買取終了のため、当社と契約しなければ損をする。



現在買取を行っている電力会社が買取を終了するとは限りません!
電力会社の契約内容にもよりますので、必ずしも現在買取を行っている電力会社が買取をしないとは言えません。

不安になったら、お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口にご相談ください。

事例にあるような
事実と異なることを言われた



迷惑な
勧説を受けた

消費者ホットライン

188

お近くの消費生活センター
または消費生活相談窓口をご案内します。

自分の買取期間が満了する時期や、 満了後の買取メニューはいつ分かるの?

買取期間の満了時期は、
電気を買い取っている電力会社
などから個別に通知されます。

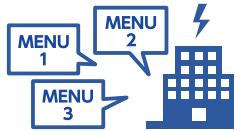
ご自分の買取期間満了時期については、現在、電力を買取っている電力会社等から、個別に通知されます。通知の時期は電力会社等によって異なり、先行して通知されるケースもありますが、おおむね、買取期間満了の6~4ヶ月前です。

買取期間満了の
6~4ヶ月前に
通知されます



大手電力会社の
具体的な買取メニューは、
2019年4月以降に発表されます。

具体的な買取メニューについては、電力会社等から既に発表されている、または先行して発表されるケースもありますが、大手電力会社からは、おおむね、2019年4月~6月ごろ発表される予定です。



詳しくは資源エネルギー庁・住宅用太陽光設備の買取期間満了に関する情報サイト(どうする?ソーラー)またはお問合せ窓口まで

住宅用太陽光設備の買取期間満了に関する情報サイト
どうする?ソーラー



お問合せ窓口

0570-057-333

受付時間 平日 9:00~18:00 (土・日・祝日、年末年始は除きます)

リサイクル適性①
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。